



2021年1月吉日

お客様各位

パイテープの非該当証明書発行に関して

いつもお世話になります。弊社がアメリカパイテープ社の輸入代理店として販売していますパイテープを日本国外に持っていく場合、アメリカ合衆国の米国輸出管理規則（EAR）が適用されます。再輸出の場合も同様です。

このため、非該当証明書発行の際には、必ず輸出元、輸入先だけでなく、使用されるユーザー様の住所と会社名の記載もお願いいたします。

虚偽の申請があった場合は、ペナルティーとして今後アメリカ製品を輸出入及び再輸出ができない、米国製技術が取り扱えないなどの可能性があります。

なお、非該当証明書発行には、申請書が必要となりますので、弊社まで申請書をご請求いただけますようお願いいたします。申請書には会社印の押印または電子署名が必要となります。

何卒よろしくごお願い申し上げます。

株式会社ファーステック  
代表取締役 中井康人